

1.授業コード(ナンバリング)	PSY313-501	2.科目名	捜査心理学	3.単位数	2
4.授業担当教員	中山誠				
5.授業科目の区分	展開科目	6.必修・選択の区分	選択	7.開講学期・年度	2019年度 秋学期
8.履修可能な専攻	人間心理学科	9.履修学年	3年生		
10.取得資格の要件		11.先修条件			
12.研究室	4号館5階 23	13.電話番号	0794-84-3594		
14.E-Mail Address	ma-nakayama@kuins.ac.jp	15.授業形態	講義		
16.履修制限					
17.授業の目的と概要	供述心理学(容疑者の取調べ)、世界規模での科学捜査としてのポリグラフ検査、犯罪者プロファイリング、障害と犯罪について学ぶ。				
18.学習目標	<p>学期の課題:グローバル化への対応</p> <p>kuis学習ベンチマーク</p> <p>①情報収集・活用力 レベル3:多様な情報源から、必要かつ信頼できる情報を収集して、要点を整理・保存しながら、自分の主張やアイデアを裏づけることができる</p> <p>②論理的思考/判断力 レベル3:論証に基づいて論理的な意見や結論を導き出すことができる。</p> <p>③問題発見力 レベル3:現状を確認し、今後生じうる問題を積極的に見つけ、解決のための課題を提示することができる</p> <p>学科の教育目標 人間の心理の客観的理解 レベル3:人間の心理的諸現象に対し個別の理論を適用して説明できる</p>				
19.教科書・教材					
20.参考文献	資料を配付する				
21.成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ 20% ・レポート 20% ・期末試験 60% <p>生理反応を測定する卒業研究、学会発表に向けた実験に参加したのものには1回につき、若干の加点をする</p>				
22.コメント	<p>(1) レポート作成に当たって</p> <p>a. レポートに引用する文献は、図書館にある専門書や学術雑誌を利用し、その際、出典を明確にしておくこと</p> <p>b. ネットは一次検索として用いるのはかまわないが、なるべく公的機関のホームページなどの情報に基づくこと 出所が不明確、無責任で根拠のない匿名記事は決して引用しないこと</p> <p>c. 専門知識+自分の考え 前提となる理論を明らかにした上で自分の考えについても述べること 理論に基づかない、自分の単なる思いつきや身勝手な意見を最初から書くと高得点は望めない</p> <p>(2) 試験問題について 試験は毎回の講義で配付する資料から出題するので、試験前には配付資料をきちんと復習してから受験すること</p> <p>記述式の場合には、必ず最初に、講義で習ったことをきちんと書くこと その上で、自分の考えを述べるのは良いが、きちんとした理論について触れることなく、勝手な意見を書いても、得点にはならない</p> <p>また、制限字数を大幅に下回るような状態で提出された答案は、60点に満たないと心得ておくこと 文字が読みにくい、日本語の文章になっていない場合は、内容にかかわらず、単位を取得する権利</p>				

	<p>を放棄したものと見なすので、その点を留意しておくこと</p> <p>(3) 生理心理学の実験参加 実験参加は生理心理学の理解のひじょうに役に立つので、実験参加の募集があったときにはぜひ参加してほしい</p>	
23.オフィスアワー		
24.授業回数	25.授業内容	26.アサインメント（宿題）など
		教室外学習（予習、復習）、教室外グループ学修、提出物、持参物など
	ガイダンス	
	取調べの心理学 供述心理学について学ぶ	
	供述心理学2 自供に至る心理過程について学ぶ	
	取り調べの可視化、司法取引、テロ対策について学ぶ	
	生理心理学がもたらす科学捜査（ポリグラフ検査） ① 死刑求刑事件	
	生理心理学がもたらす科学捜査（ポリグラフ検査） ② 松本清張の「霧の旗」に類した冤罪を訴えた事件	
	ポリグラフ検査 我が国と諸外国の違い	
	ポリグラフ検査の活用事例	
	FBI方式とリバプール方式の犯罪者プロファイリングとは？	
	科学捜査が解決に導いた事例 放火事件の地理的プロファイリング 強姦殺人事件をめぐる事例報告	
	神戸連続児童殺傷事件における挑戦状のプロファイリング そして酒鬼薔薇聖斗が少年院を出たあとの「絶歌」に書かれたことは？	
	障害に伴う実母殺人未遂事件(1) 「真実の口」に書かれた犯行動機	
	障害に伴う実母殺人未遂事件(2) 犯行シナリオと女子高校生のブログについて	

障害に伴う殺人事件

偏差値の高い男子高校生が実際に体験してみないと気が済まなかった殺人の殺人の責任応力に関する判決について説明する

振り返りと最終試験